

江別市市民参加条例制定委員会設置要綱を次のように定める。

平成26年10月24日

江別市長 三好 昇

## 江別市市民参加条例制定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 江別市自治基本条例（平成21年条例第22号）第24条第5項の規定により、市民参加の手法、手続等を定める江別市市民参加条例（以下「条例」という。）について検討するため、江別市市民参加条例制定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、条例案の策定に関し必要な事項について検討するとともに、素案を作成し、市長に提言するものとする。

### (組織等)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から平成27年9月30日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部政策推進課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月24日から施行する。